

## 2012年9月中国西安出張報告

劉 曉 倩

(北海道大学大学院法学研究科

グローバルCOE研究員)

2012年9月9日～14日の間、中国陝西省西安市に所在する西安交通大学法学院の招聘の下、本学グローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」（以下本拠点）の拠点リーダー田村善之教授が西安交通大学を訪問し、同法学院で二つの講演を行った。今回の訪問は、本学法学研究科博士課程に在籍している中国人留学生の顧昕氏、孫友容氏、許清氏ならびに台湾出身の劉曉倩研究員が同行した。

9月10日の午前中、まず田村教授が西安交通大学客員教授として就任するための客員教授招聘証書交付式が開催された。その後、劉研究員と孫氏の通訳の下で田村教授が知的財産法を専攻する大学院生を対象に、「日本の知財立国の将来像」というテーマで講演を行った。講演では、2002年から始まった日本の知財立国政策は、知財高裁の創設を一つのハイライトとしているが、名称はともかく、日本における知財強化の流れは1980年代後半から進行しているので、日本の知財政策を評価するためには、もう少し長いスパンで観察する必要があるという問題意識の下で、日本の知的財産制度の歴史を辿るというものであった。結論として、日本は長い間、先進国のなかでは知的財産権の保護が弱い部類に属しており、TRIPS協定並の保護水準をほぼクリアしたのは、1989年の営業秘密、1991年のサービスマーク登録制度の導入まで待たなければならず、先進国のなかでも強い保護を与えるようになったのは、立体商標制度の導入、均等論の採用、賠償額の適正化が図られた1990年代後半であるという分析を披露した。そのうえで、現在日本が抱えている知的財産権の課題として、特許政策の分野別の舵取り、著作権法における少数派バイアスの問題があることを指摘した。最後に、経済的に先進国に属する日本ですら1990年代に入ってようやく達成したような知財の保護を途上国に押しつけることに対して疑問を提起し、講演を結んだ。

一日の訪問活動を挟んで9月12日の午前中に、「デジタル化時代の著作権法制度—日本の著作権法の動向と将来像—」と題する2回目の講演が西安交通大学の法学院で開催された。劉研究員と許氏が講演の通訳を担当した。

田村教授は、はじめに日本の著作権法の特徴と最近の立法の動向を紹介し、権利が国際条約に対応して複製、公衆送信等、包括的に定められている反面、制限規定のほうは特定の業界の利益を守るためにピンポイントで狭く限定されていることを提示した。そして、その結果、ファックスや携帯用・切り抜き用の複製等、企業内で行われる複製に対して権利を制限する規定を欠くなど、著作権法の条文と一般の人々が理解する著作権の範囲との乖離が大きくなっていると指摘し、著作権は、単独ないし少数の権利者が多数の行為者を禁止する財産権であるために、構造的に少数派バイアスが発生しやすい権利であることを集合行為論の手法を用いて分析し、規範形成の場を立法から司法に移すためにフェアユースの導入が望まれると主張した。

そのうえで、間接侵害、引用、写り込み、差止請求権の制限に関する裁判例を紹介し、著作権法の構造をそのまま反映し、権利を新設する方向では緩やかに解釈する反面、制限規定は厳格にその適用範囲を狭める裁判例が多数を占めているが、そのような解釈は、立法における少数派バイアスを拡張するものでしかないとの批判を行った。

他方で、なかには、権利を新設する方向では謙抑的に、その反面、権利を制限する方向では拡張的に解釈する裁判例も一つの潮流として存在し、こちらのほうが、立法に民主的な正統性が備わっているとはいいたい著作権に関しては司法解釈のあり方として適切であると評価した。

最後に、インターネット時代になり、孤児著作物に代表される権利行使に一切無関心な著作権者の著作物までもが大量・容易に利用できるようになっているにもかかわらず、これらのタイプの権利者の意向は政策形成過程にほとんど反映されないために、著作権法の条文は、ユーザーの著作権意識との間ばかりでなく、実際に利用されている著作物の権利者の意向との間にも生じており問題が複層化していることを指摘した。田村教授は、その解決のためには、現在と異なり、政策形成下でアクションをとれる側ではなく、政策形成過程でアクションをとりにくい者の意向にデフォルト

を合わせ、そこから乖離を求める者に何らかのアクションを要求する制度とすべきであり、その例として、かつてアメリカ合衆国に存在した存続期間の更新登録制度を紹介して、講演の結びとした。

二つの講演会ともに同志社大学法学博士で現在西安交通大学法学院で教鞭を執っている金春陽副教授が同席したほか、司法試験の直前にもかかわらず多くの大学院生が出席し熱心に聴講した。講演後、聴衆席から、とくにデジタル化時代の到来で著作権制度が変容を強いられるようになってきているなか、伝統的な出版業界は今後どう変わるのか、ネット上のコンテンツ提供者と伝統的な媒体を介するコンテンツ提供者との競争関係、また、法はそのどちらから生み出される文化に重きを置くべきなのかについて質問が提起され、活発なディスカッションがなされた。

西安交通大学は1921年に設置され、1956年に中国政府が西北地方を建設するためにその校舎が西安に移転され、1959年に上海市にある交通大学から独立した。中国國務院教育部直轄の重点大学の一つに選ばれたほか、中国版「アイビーリーグ」(C9)の締結校でもある。理工系の名門大学ではあるが、近年、管理学院の全国ランキングは常に上位を占め、法学院、人文学院、外国語学院のランキングも毎年向上している。今回の滞在期間中、法学院以外に、各学院や学生寮も見学し、安価でバリエーション豊富な学生食堂で食事をしたりするなど、現地学生のキャンパス生活を少し体験することができた。

最後に、今回の出張で私たちを温かく迎えてくださった西安交通大学法学院の金春陽副教授、同学院修士課程の戈譚涵氏、張蓓氏、銀広震氏に厚く感謝の意を表したい。金副教授は2013年1月下旬から約1カ月間本拠点にて研究滞在する予定であり、今後、西安交通大学法学院との更なる学術交流が期待される。